

取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

○登録家庭の数の拡大

- ・代替養育が必要な児童数の2倍から3倍くらい里親を開拓しないといけない。【渡辺委員】
- ・養子縁組里親への二重登録の働き掛け、養育家庭として活躍したいと思っていただける方がいるのであれば、効果が上げやすい部分。一方で、養子縁組里親のそもそものニーズは「わが子が欲しい」。社会的養護に理解のある里親を増やしていくことが何より大事、丁寧な議論が必要【横堀部会長】

○里親の知名度・普及啓発のターゲティング

- ・里親の知名度が低く、普及啓発も知っている方へのアプローチが多い。子育てに取り組む中で、里親という単語を聞いたことがない。民間企業へのアプローチなど、一般の方へ里親の存在を知ってもらう視点が必要【慶野委員】
- ・PRの戦略としても、福祉職向けでは、福祉職自体が少ないので、足りない。福祉職ではない方。アクティブシニア、30代など。ターゲティングの仕方を変えて、対象を増やすなどするといいいのでは【渡辺委員】
- ・要保護児童数も地域的な偏在が多いので、地域を特定して広報をしていくとか。養子縁組は新生児や乳児が多いため、新生児の養育体験発表会を不妊治療を行う医療機関を会場に行うなどもよいのではないかと【林委員】

○親族里親制度等の活用

- ・オーストラリアでは里親委託が9割を超えていて、うち半数が親族里親。親族里親の範囲が広く、同級生の親なども活用されている。そういう方も含んで養育家庭としていける取り組みがあってもいい【林委員】
- ・親族、近所なども含めて里親を検討することが他国や他県ではよくある。都内でも地域によっては必要【長田委員】
- ・親族里親と養育里親（親族）の範囲を広げるといえるのは意味があること。他国の検証も必要。実親の元に帰すという点では意味がある【新保副部会長】

○フレンドホームの活用

- ・フレンドホーム制度は、今は児童養護施設で実施をしているが、フォスターリング機関で里親の研修を合わせて受けてもらい、他県の週末里親のように進めた方がよい。里親制度と仕組みを一本化した方が、フォスターリング機関もフレンドホームの状況を把握できるようになる【長田委員】
- ・フレンドホーム、他県では、この方は実質週末里親としての活躍をしてもらうと整理をしながら、その活動を基に、委託の可能性を検討したりしている、検討の余地ある【横堀部会長】

○ファミリーホームの活用

- ・法人型ファミリーホームの現状、措置費制度の課題、GHへ転換、国レベルで制度についての課題あるが、都として何ができるかの整理、検討してほしい【横堀部会長】
- ・自分はファミリーホームを運営していて他に子もいるが。未委託家庭は待ちくたびれて辞めることもある。不調は自分もあったが、他の子たちが支えてくれた。ファミリーホームを活用してほしい【四条委員】
- ・実親とファミリーホームの中で交流できたらすごくいい。設置が増えないのにはリスクがあるというものもあるが、今やっているファミリーホームが支店的（GH的）に新しいホームを作れるといい【四条委員】
- ・ファミリーホームと地域小規模児童養護施設の整理が必要【新保副部会長】

○施設から里親への措置変更

- ・施設からの措置変更については、そもそも施設養育に期待するのはどういう点なのかを整理しながら、里親に委託するケースを増やすには何が必要か確認が必要【横堀部会長】

○実親や里子への里親についての丁寧な説明

- ・里親委託の推進のためには、実親に対して、子を奪うものではないという丁寧な説明が必要。一緒に養育をしていくためのパートナーだと説明してほしい。現状は、どういう里親が養育をしているかについて実親への説明が不足している。子供についても同じ。里親も好き、実親も好きという忠誠葛藤が付きまとう。子供自身が葛藤を抱えすぎることもある。子供にも子育てのパートナーだという説明や見通しの説明も必要ではと感じる【渡辺委員】

○マッチング

- ・里親候補者のシートには、現状、写真もない、子供の視点で見て良いマッチングができるといい【長田委員】
- ・マッチングが進んでいない児童について、全ての里親について委託が可能か見直してきたか。何かの理由でお願いできない里親であれば、少しずつでも伝えていかないと、里親が改善するきっかけにならない【長田委員】

○障害のある子供の里親委託（専門里親）

- ・ケアニーズが高い子供。障害のある子供も委託の対象となる。障害のある子の里親委託について、現状がどうで、何が課題なのか、考えていかないといけない。専門里親が19家庭というのが実態だとすると、この在り方も2年間のなかで検討した方がよい【大竹オブザーバー】

取組2 里親等に対する支援の充実

○企業における里親向け休暇制度

- ・社員が里親になることなどを支援している企業や取組の予定がある企業が僅か1%ぐらい。共働きが増える中で、里子を育てる上で休暇が必要な場面などもある。企業の休暇制度の充実なども重要ではないか【慶野委員】
- ・養育家庭については子供と過ごし始めてから初期の段階に休みを取れる仕組みを作っていけたら【新保副部会長】

○里親への子育てサービス等の支援

- ・子育て支援サービスは大分整ってきている。長期外泊中から保育所の申し込みができるようになってきている。小学生以降の子への支援が薄く、学習支援なども活用できるといい【長田委員】
- ・小学生以上になると帰りが遅くなり、17時以降に困りごとが起きやすい。その時間帯で話を聞いてくれる場所があるといい。また、里親が愚痴を言えるような支援も必要【四条委員】
- ・17時以降の支援というのは何らかの回答を示さないといけない【新保副部会長】

○里親支援センターの検討

- ・里親支援センターも地域に合わせた在り方を検討した方がよい。また、国の基準に合わせて体制が弱くなっては困る【長田委員、横堀部会長】

○里親、実子、里子への支援

- ・支援は里親に止まるものではない。実子や里子も含めた養育への支援が必要【横堀部会長】
- ・里子の忠誠葛藤の問題として、話を聞く受け皿は、心理的安全性の面で、児相ではなく第三者の大人に葛藤を吐き出せるような仕組みとしてほしい。そうした役割としてもフォostリング機関は重要【渡辺委員】
- ・実子は養育者の一人として、里親と里子の調整役になりやすい。実子自身の時間を取る時間や、実子と支援者だけの時間、里子と実子だけの時間などを取ってもらえると、非常によい。ファミリーホームで生活をする里親も里子も、夜悩み事を相談できる環境があると安心感が違う【渡辺委員】
- ・里親委託の不調や措置変更を防ぐことが大事。円満的な家庭復帰でない場合、里親へのフォローも必要。フォostリングも支援するが、次に目を向けられるよう支援することが大事【長田委員】

○構造的な支援体制によるライフストーリーワーク、パーマネンシー

・支援者がいつでも電話しあえる関係を、組織的に構造化することが必要。子供にとって、自分の人生と同じ流れで、自分の人生を分かっている大人がいるかどうかは大事。自分は実親、里親、施設で分断された感覚があった。構造的な支援体制を作ることはパーマネンシーにもつながる。自分のことを小さい時から知っている大人がいないことはライフストーリーワークに影響する。子どもが施設から里親に行っても、心理は施設が持ってカウンセリングをすとか、施設の多機能化を上手に使わせてもらえると、子供にとってのパーマネンシーが保障されていくのではないかと【渡辺委員】

・DX化についてだが、子供のライフストーリーを一元的にデータ管理できるとよりその方が自立されるタイミングで自分を見返したときの1つの資産になっていくのではないかと【牛島委員】

・里親は親子再統合に連携協力する義務はある、里親と実親の交流は、実親に難しい人がいるというのはあるが、子供目線では実親と里親の交流があるといい【林委員】

取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

○実親の同意

- ・特別養子縁組を進める際には、実親の同意を得るプロセスが大事。面会交流がなくなった後に話を出すよりは、最初から話をしていくことが重要【長田委員】
- ・乳児院入所の後、連絡が取れなくなるような実親がいたりすることから、相対して話ができるうちに先々のことを色々と話しておくことで、ケースワークを総じてどういうプロセスで進めていくか考えることが重要【横堀部会長】

○児童相談所長による特別養子縁組適格の申立て

- ・児童相談所長の特別養親縁組の適格性の申し立てについては、色々な児童相談所でまだまだ経験値が少ないため、ノウハウをどのように共有しながら、実親に同意を得るプロセス、その後に起こることを予測しプロセスを想定することが大事【横堀部会長】
- ・児相長申し立てについては、全件児相長申し立てにしている県も2割くらいある【林委員】
- ・民間あっせん機関の例の中でも実親の意思に関する不安などがあるケースに関しては、児童相談所長申立ての考慮が必要【林委員】
- ・マッチングや縁組後の支援のノウハウはむしろ民間機関のほうがひょっとして持っているかもしれないことを考えると、そうした民間機関の知恵を借りることも考えられる【林委員】

○乳児院の体制強化

- ・乳児院の体制強化はどのように取り組むか検討が必要。大分進んでいると思う【長田委員】

○縁組成立後の継続支援

- ・縁組成立後に課題が生じる場合もあるので、そういったときに対応できるようにすると、養子縁組里親が2人目の委託として養育家庭を検討してくれることもあるので、そういった活用は非常に大事【長田委員】
- ・これまでは一般家庭とみなされて、問題を抱える養親であっても孤立化してなかなかを受けられない状況はあるのでは。アウトリーチ型も今後考えることが必要【林委員】

取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進

○未委託里親のショートステイ協力家庭への活用

・未委託の里親について、ショートステイの協力家庭や一時保護など、養育家庭以外での活用も重要。協力家庭への活用には、里親と基礎自治体との連携が重要だが、補助単価が低いことと、区の持ち出しが大きいことから活用が進まない。区も関係ができておらず、コーディネートが難しい。

里親の委託に向けたモチベーションをいかに維持させるか、研修のみならず、ショートステイで受けてもらうための取組が必要。【林委員】

○里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化

・ケースワークはこれまでも模索されている。長期で未委託となることがあると実務でもよく聞く。これをなぜそうなるのか理由を整理し、マッチングの課題と含めて話を聞かせてもらい、問題を整理していきたい。【横堀部会長】

・里親候補について、仮に月に1回ずつ里親家庭に提案することを考えるならば、DX化を進めていって情報が蓄積されるのは意味があること【新保副部会長】